

○税務職員研修要綱の制定について

平成26年4月1日

税第2号

総務局長

このことについて、別紙のとおり税務職員研修要綱を定めたので、円滑な運営が図られるよう配慮してください。

なお、税務職員研修要綱の制定等について(昭和50. 4. 21税第29号)の通達は、廃止します。

別紙

税務職員研修要綱

1 目的

この要綱は、税務事務に従事する職員の資質の向上を図り、適正かつ公平な賦課徴収を通じた税収確保に資するため、税務職員研修について必要な事項を定めるものとする。

2 研修の区分及び実施主体

- (1) 税制企画課長は、県税事務所及び自動車税管理事務所の職員に対して統一的に実施することが適当と認められる研修について、体系的に企画、立案し、実施する。
- (2) 所長は、所属の職員に対して実施することが適当と認められる職場研修について、(1)の研修や職員の状況を勘案して企画、立案し、実施する。
- (3) 所長は、日常業務を通じて、所属の職員一人ひとりに応じた指導育成が効果的に行われるように配慮する。

3 研修の受講

所長は、職員が計画的に研修を受講できるように配慮する。

4 研修計画

税制企画課長は、年間税務職員研修計画を、所長は、年間職場研修計画を、それぞれ立案するものとする。

なお、税制企画課長は、年間職場研修計画及びその実施結果について、所長に報告を求めることができる。

附 則

この通達は、通知の日から施行する。